岸和田市議会事務局障害者活躍推進計画

機関名	岸和田市議会事務局
任命権者	岸和田市議会議長
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)
岸和田市議会事務	岸和田市議会事務局においては、職員のほとんどが岸和田市から
局における障害者	 の出向であり、職員総数が 10 人程度の小規模な機関であるため、
雇用における課題	これまでに市議会事務局が主体となって、募集・採用活動を行って
	いない。
	また、疾病・事故等により配慮を要する職員が在籍した場合は個
	別に対応し、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
目標	
① 採用に関する	事務局独自での採用を行っていないため、障害者の雇用に関する
目標	理解を深める。
② 定着に関する	不本意な離職者を極力生じさせない。
目標	
取組内容	
1. 障害者の活躍	○障害者雇用推進者として市議会事務局長を選任する。
を推進する体制整	○障害者職業生活相談員の選任義務の有無にかかわらず、障害者で
備	ある職員の相談窓口を市議会事務局総務課に設置する。
	○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内
	に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満た
	さない場合には、大阪労働局が開催する公務部門向け障害者職業
	生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍	身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相
の基本となる職務	談があった場合には、大阪労働局に相談しつつ、負担なく遂行でき
の選定・創出	る職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍	○相談窓口への相談のほか、1年ごとに実施している人事考課面談
を推進するための	の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握
環境整備・人事管	することとし、その結果をふまえて検討を行い、継続的に必要な
理	措置を講じる。
	○なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望をふまえつ
	つも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
	○中途障害者が在籍することになった場合、円滑な職場復帰のため
	に必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮等を行う。
4. その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関
	する法律に基づき策定した「岸和田市障害者就労施設等からの物品
	等の調達の推進を図るための方針」に則り、障害者の活躍の場の拡
	大及び社会参加の促進を図る。